

。に係るものに限る。）その他これに準ずる疾患

(3)の2 難病外来指導管理料の注6に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4) 皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の四に掲げる疾病

(5) 皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の五に掲げる疾病

(5)の2 皮膚科特定疾患指導管理料の注4に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6) 外来栄養食事指導料の注2に規定する施設基準

イ 連携充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ 外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する栄養食事指導を行うにつき、十分な体制が確保されていること。

(6)の2 外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料の対象患者

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能